

長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務に係る協定書締結の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務
- (2) 業務内容 長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 協定書締結日の翌日から令和13年6月30日まで

3. 実施形式 公募型

4. スケジュール

	内 容	日 時
1	企画提案者募集開始（本要領の公開） 期日	令和8年10月30日（金）
2	質問受付期間	令和8年10月30日（金）～ 令和8年11月10日（火）午後3時
3	質問に対する回答（HPにて掲載）	令和8年11月13日（金）予定
4	参加申請書、企画提案書等提出期限	令和8年11月20日（金）午後4時45分
5	審査結果の通知	令和8年12月上旬
6	事業内容の事前打合せ	別途通知
7	協定書の締結	令和8年12月上旬～中旬

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県税）及び市町村税（法人市町村民税及び固定資産税）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開

始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書(様式2)により、(3)に記載したアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※電子メールを送信後、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課において着信したことを確認させること。

※電話又は口頭による質問は受け付けしない。

(2) 期限 令和8年11月10日(火)午後3時(必着)

(3) 提出先 長浜市健康福祉部介護保険課の電子メールアドレス

E-mail : kaigohoken@city.nagahama.lg.jp

電話 : 0749-65-8252 (介護保険課直通)

(4) 回答方法 長浜市のホームページに掲載する。(11月13日頃)

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

提出書類名	提出部数等
参加申請書兼誓約書（様式1）	原本1部、写し5部
企画提案書	原本1部、写し5部
「介護保険ガイド」デザイン案	原本1部、写し5部
会社概要がわかる書類	原本1部、写し5部
法人登記簿謄本	1部 (令和8年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録がある場合は不要)
国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県税）及び市町村税（法人市町村民税及び固定資産税（課税がない場合は不要））の「未納がない」ことがわかる証明書（納税証明書等） ※証明書等は発行後3か月以内のもの。	

(2) 提出期限 令和8年11月20日（金）午後4時45分

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、11月20日（金）午後4時45分までに到着したものに限り受け付ける。配達事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 長浜市健康福祉部介護保険課

8. 企画提案書作成方法

企画提案書には、仕様書に示した要件等を満たしたうえで、次の事項を（1）から（9）の順番に具体的に記載すること。

(1) 提案にあたっての基本的な考え方

(2) 作製物の仕様及び各デザインのコンセプト

①介護保険制度の説明、②介護サービスの利用手続の説明、③介護サービス事業所の情報、④その他

(3) 作製方針及び情報を正確に伝えるための工夫

(4) 行政情報の作成方法及びデータの更新方法

(5) 広告の募集方法並びに自社等における広告主及び広告内容の審査方法

(6) 業務実施体制（責任者・担当者とその役割、連絡先）

(7) 作製におけるスケジュール

(8) 過去の類似業務の実績

(9) その他市民サービスの向上等に資する企画提案や特記事項

9. 選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、長浜市「介護保険ガイド」作製業務プロポーザル選定委員会が審査し、最も優れた提案者1者を候補者として選定する。

提案者が1者の場合、本公募型プロポーザルは実施する。提案者がいない場合、本公募型プロポーザルは取りやめとし、再度の募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

企画提案における評価項目、配点割合は次の【評価項目等】のとおりとする。

【評価項目等】

評 価 項 目		配点割合
取組姿勢	本業務の趣旨や取組み方針を理解し、市民サービスの向上につながる提案となっているか。	10
業務遂行力	製作、企画、編集、トラブル発生時の体制、責任者と担当者とその役割、業務実施体制は十分であるか。	10
	作製から納品までのスケジュール、会社概要、類似業務の実績から、本業務の遂行力は高いか。	10
デザイン・レイアウト	デザインは、興味を引くような工夫はされているか。	15
	近年のニーズに応じた独自の提案はされているか。	10
	見やすいレイアウトの提案はされているか。	15
有効性	必須項目は指定されたとおり掲載することになっており、ページの構成は明確であるか。	10
	行政情報の作成方法及びデータの更新方法については、適切な提案はされているか。	10
広告の募集、審査等の体制	「長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」を理解した提案がされており、広告に関する募集、審査及び問題解決に関する体制は十分であるか。	10

10. 選定結果

選定結果については、審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

なお、選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

11. 業務内容の事前打合せ及び協定書の締結

最優秀提案者とは、必要に応じて企画提案をふまえた業務内容及び仕様書等について協議を行い、別途、協定書を締結するものとする。

なお、最優秀提案者が協定書の締結を拒否した場合、前記9の審査における次順位の提案者を最優秀提案者とみなす。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転

記又は転写をいう。) することができるものとする。

- (6) 申請者は、本公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5. 問い合わせ先

長浜市介護保険課 担当者 吉田

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地（長浜市役所1階）

電 話：0749-65-8252（介護保険課直通）

Email：kaigohoken@city.nagahama.lg.jp